

令和4年(ワ)第6034号 損害賠償請求事件

原告(反訴被告) A 外

被告(反訴原告) 福島県

準備書面(26)

――被告第13準備書面について――

2025年11月10日

東京地方裁判所民事第5部甲合議A4係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 井戸 謙一

同 光前 幸一

同 柳原敏夫

同 古川健三

同 酒田芳人

同 林治

1、被告は、10月20日の進行協議期日における裁判所からの釈明に対し、第13準備書面において、

①. 本件県知事決定の判断に当たって、原告準備書面(23)6~9頁に記載の8個の情報を情報収集する法的な義務もなければ、これらが要考慮事項であるという法的な根拠

もない旨回答した（1頁）。

②. その上で、本件県知事決定は災害救助法の趣旨に基づいた政策判断であることを理由にして、本件県知事決定の裁量判断の適否を基礎付ける要件事実（考慮事項）は第5準備書面に主張した通りである旨回答した（2頁）。

これに対して、原告は、

上記①について、原告準備書面（23）、同（24）、10月22日付上申書において、違法事由①「本件県知事決定の違法」の裁量判断の適否を基礎付ける要件事実（考慮事項）とは何であるかを明らかにし¹、同時にそれが本件県知事決定の判断に当たって必要な調査事項であることを明らかにし²、本件における要件事実（考慮事項）及び調査事項が原告準備書面（23）8～9頁に記載した8個の情報及び同（24）第4、6³（10～11頁）に記載した2個の情報⁴であること（以上を総称して本件調査情報という）を明らかにした。

また、上記②について、そもそも原発事故の救済に関し災害救助法等は「法の欠缺」状態にあったから、これに基づいて本件県知事決定を下すことは出来ず、そのためにはまず「欠缺の補充」が必要であり、「欠缺の補充」の結果、原告らには「国内避難民に保障された居住権」が認められること（準備書面（2）3、(2)9～10頁）、

仮に百歩譲って「法の欠缺」を認めることができないとしても、本来、災害救助法等の適用に当たっては上記規範（憲法、国際人権法など）に適合するように解釈する必要があるから（序列論）、災害救助法施行令第3条第2項の「救助の適切な実施が困難な場合」の解釈⁵にあたっても上位規範である社会権規約11条1項の「適切な住居」に適合するよう解釈される必要がある。この上位規範適合解釈の結果、同条項の解釈において原告らに「国内

¹ 準備書面（24）第4、1～5（6～10頁）参照。

² 準備書面（24）第3、2（5～6頁）参照。

³ 準備書面（24）第5、12頁14行目の第3、6は第4、6の誤記であり、訂正する。

⁴ 準備書面（24）第4、6（10～11頁）参照。

⁵ この点、特定非常災害被害者権利利益保全特別措置法8条の「建築基準法85条4項の期間を超えて応急仮設建築物である住宅を存続させる必要」の解釈でも同様である。

避難民に保障された居住権」が保障されていることが認められること（訴状第1、6、(1)、ア〔6～8頁〕、同第3、4〔40～41頁〕）⁶。

いずれの場合にせよ、原告らには「国内避難民に保障された居住権」が認められるから、本件県知事決定は単なる政策判断ではなく、上位規範である国際人権法が保障する上記居住権を侵害しないように判断することが求められ（訴状第2、1）。

準備書面(12)第2、3）、これが本件における要件事実（考慮事項）を決定する上で決め手になること明らかにした。他方で、被告が第5準備書面で主張する要件事実（考慮事項）は考慮禁止事項もしくは過大評価に該当する事項ではあって也要考慮事項ではないこと、従って、要考慮事項が何かについては、これとは別に決定する必要があることを明らかにした（準備書面（25）4〔8～10頁〕）。

すなわち、違法事由①「本件県知事決定の違法」の裁量判断の適否を基礎付ける要件事実（考慮事項）及び調査事項とは何かについて、原被告間で主張が全面的に対立する。言い換れば、違法事由①についての「判断枠組み」（以下、本件判断枠組みという）をどう考えるかについて、双方の主張が真っ向から対立する。

2、言うまでもなく、上記の要件事実（考慮事項）が何かとは法的判断（法解釈）の問題であり、裁判所の判断事項である。同時にこの判断に応じて、立証命題も決まる。被告が第13準備書面において内堀県知事の証人尋問が不要であると主張する根拠も本件調査情報は立証命題ではないからである。これに対し、原告らが内堀県知事の証人尋問が必要であると主張する根拠は、本件調査情報が立証命題であり、これらの立証命題について原告らに課せられた立証責任を果たすために本人の内堀県知事の証人尋問は不可欠であるからである（その理由の詳細は準備書面（25）で明らかにした通りである）。

3、以上の通り、内堀県知事の証人尋問の採否は、違法事由①の要件事実（考慮事

⁶ この予備的主張は2024年10月22日提出の原告作成の「争点整理案一覧表」（詳細版）中に記載されていなかったので、争点2の予備的主張として追加する。

項) が何であるかという本件の判断枠組みを裁判所がどのように考えているのかによって決まるといって過言ではない。この意味で、内堀県知事の証人尋問の採否にあたっては、「本件判断枠組み」を可能な限り明らかにして、その判断枠組みに従って当該要件事実（考慮事項）の存否に必要な証拠調べを実施するという立証方針の大原則に沿った判断を示して頂きたい。

以上